

# ○国立大学法人上越教育大学情報戦略室規程

(平成27年3月24日規程第16号)

(設置)

**第1条** 国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号）第4条第4項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学情報戦略室（以下「情報戦略室」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 情報戦略室は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の戦略的な運営を支援することを目的とする。

(業務)

**第3条** 情報戦略室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本法人運営の基礎となる情報の収集、分析及び公開に関すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に係る原案の策定に関すること。
- (3) 自己点検・評価、認証評価及び法人評価（以下「自己点検・評価等」という。）に係る専門的実務に関すること。
- (4) 自己点検・評価等の結果に基づく改善に関すること。
- (5) その他本法人の運営に関し、学長が必要と認めた事項

(組織等)

**第4条** 情報戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 次長
- (3) 室員

2 室長は、学長が指名した副学長をもって充て、情報戦略室を統括する。

3 次長は、学長が指名した者をもって充て、室長を補佐する。

4 室員は、学長が指名した者をもって充てる。

5 次長及び室員の任期は、次長又は室員として指名された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(事務の処理)

**第5条** 情報戦略室に関する事務は、経営企画課において処理する。

(細則)

**第6条** この規程に定めるもののほか、情報戦略室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 国立大学法人上越教育大学評価支援室規程（平成18年規程第30号）は、廃止する。